



長野県報

4月1日(金)
平成17年
(2005年)
号外

目次

訓令

財務規則第2条に定める所の出納員の任免(昭和39年長野県訓令第28号)の一部改正(人財活用チーム)…………… 1



訓令

長野県訓令第5号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関

財務規則第2条に定める所の出納員の任免(昭和39年長野県訓令第28号)の一部を次のように改正します。

平成17年4月1日

長野県知事 田中康夫

本則の1中「会計局会計課出納決算係長」を「会計局会計課主任企画員(会計局会計課長があらかじめ指定したものに限る。)」に、「中央児童相談所総務課長 松本児童相談所総務課長 信濃学園管理部長」を「中央児童相談所総務課長」に、「情報技術試験場管理部長 工業試験場管理部長 精密工業試験場管理部長 食品工業試験場管理部長 農業大学校事務局次長」を「農業大学校事務局次長」に改め、本則の2中「飯田児童相談所」を「松本児童相談所 飯田児童相談所」に、「西駒郷」を「信濃学園 西駒郷地域生活支援センター」に、「消防学校」を「消防学校 工業技術総合センター」に、「上松技術専門校」を「上松技術専門校 若年者就業サポートセンター」に改め、本則の3中「少年自然の家」を「少年自然の家 県立歴史館」に改める。

人財活用チーム

